

寄付金取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益法人河川財団(以下「この法人」という。)の受領する寄付金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 河川基金への寄付金については、河川基金管理規程によるものとし、この規程は適用しない。

(定義等)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- ①一般寄付金 広く一般社会に常時募金活動を行うことにより受領する寄付金
- ②使途特定寄付金 広く一般社会に、使途を特定して一定期間募金活動を行うことにより受領する寄付金
- ③特別寄付金 前各号のほか、個人又は団体から受領する寄付金

2 この規程における寄付金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

(一般寄付金の募集)

第4条 この法人は、常時一般寄付金を募ることができる。

- 2 一般寄付金は、寄付者が使途を特定したものを除き、その50%以上を公益目的事業に使用し、その残余を管理費に使用することとする。

(使途特定寄付金の募集)

第5条 使途特定寄付金を募集するときは、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、募集寄付金の使途その他必要な事項を記載した書面(以下「募金目論見書」という)を理事会に提出し、承認を得なければならない。

- 2 使途特定寄付金は、適正な募集経費(募集総額の30%以下とする)を控除した残額を、公益目的事業に使用することとして、使途を定めなければならない。

(募金目論見書の交付等)

第6条 使途特定寄付金を募集するときは、募金目論見書を募金の対象者に事前に交付しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、ホームページにおいて募金目論見書を公開し、これに賛同

して寄付した者へは事後に交付することができる。

(受領証等の交付)

第7条 一般寄付金又は使途特定寄付金を受領したときは、遅滞なく礼状及び受領書を寄付者に送付するものとする。

- 2 前項の受領証には、この法人の公益目的事業に関連する寄付金である旨、寄付金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(募金結果の報告)

第8条 使途特定寄付金については、募集期間終了後速やかに寄付金総額、使途予定その他必要な事項を記載した報告書を寄付者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

- 2 使途特定寄付金の支出が完了したときは、当該寄付金の収支に係る収支決算書及び当該支出の概要などを記載した報告書を寄付者に送付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

(特別寄付金)

第9条 この法人は、特別寄付金を受領することができる。

- 2 前項の寄付金について寄付者から資金使途又は資金の管理運用方法について条件が付されている場合には、その受領について理事会の承認を得なければならない。
- 3 寄付金の受領が、この法人の業務の遂行上支障があると認められる場合又は社会通念上不適当と認められる場合は、当該寄付金を辞退しなければならない。

(情報公開)

第10条 この規程により受領する寄付金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律施行規則第22条第5号の規定に従い、所要の事項について、事務所への備え置き及び閲覧等の措置を講ずるものとする。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

(細則)

第13条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規程は、平成25年4月1日から適用する。

附則

この規程は、平成27年10月1日から適用する。

附則

この規程は、平成28年6月30日から適用する。